

戦国期近衛家の家産経済の記録

—「雑事要録」・「雑々記」について—

湯川敏治

近衛政家の「後法興院記」、その子尚通の「後法成寺尚通公記」（以下「尚通公記」と略称）は、応仁・文明期から天文期にかけての公家の生活や、当時の社会情勢をよく伝えている日記である。

しかしそこからは、経済面について、たとえば、生活基盤である家領からの収入や日常の収支等は、充分知ることができない。

近衛家の家領についていうと、古く鎌倉時代成立の「近衛家所領目録」があるが、「目録」であるため、近衛家領の所在はわかっても、その運営状況にまで立ち入って知ることはできないのである。

幸い陽明文庫には、「雑事要録」と「雑々記」の二記録が残っている。これらの記録は、戦国期の近衛家の家領運営をはじめ、日常の収支を記したもので、「後法興院記」や「尚通公記」を経済面から補足することができる史料である。

両記録の一部は『大日本史料』にも引用されている。また、両記録を用いた先学の業績には、平山敏治郎「多羅尾氏について」（『史林』第二四卷第四号）・清水三男「撰関家大番保」（『清水三男著作集』第二卷・校倉書房）・吉村亨「戦国期の近衛家領について」（『地域研究いたみ』七号・伊丹市行政資料室）・同「近衛家領研究序説」（『中世日本の歴史像』・創元社）・『宇治市史』第二巻などがあり、また竹内理三「日本荘園史」（『日本歴史』一三七～一六二）・柴田實・高取正男編『京都府下の地名』（日本歴史地名大系・平凡社）では「雑事要録」・「雑々記」に言及されている。しかし、これらの論考では、両記録の紹介はほとんどされていない。

よって、本稿では両記録の内容を紹介し、その中から特定の年代を選び、近衛家の家産状況について、具体的考察を試みたいと思う。

まず、「雑事要録」から紹介すると、現在陽明文庫には文明十二年分・同十四年分・文龜二年分を欠いた、文明十年から永正二年までの二三冊がほぼ完全な状態で保管されている。

体裁は、第一冊目の文明十年分を例にみると、縦一五・三センチ、横二二・八センチの表紙で、中央に「雑事要録一」と墨書され、その下に角印が押されている。これは後世の整理の際に押印したものであろう。

以下各冊とも同様の体裁で、一年ごとに表紙が付けられ、「雑事要録廿八永正二年」まで続く。永正二年は近衛政家の薨じた年（六月十九日薨）であるため、一部に政家の書体と異なる部分があり、記述も簡略になっている。これは吉村氏も指摘されたように、政家薨去後、家司の筆になったものと考えられる。

「雑事要録」の記載内容および構成は、一定の類型化した形式をとり項目ごとに收支貸借を記入する形をとっている。

項目は、年によって若干の出入りはあるが、主な項目は、①〔家領〕・②自処々之礼物・③遣処々礼物・④關白渡領事・⑤八朔事・⑥米銭事・⑦下下物事（後の一乗院長巻）などであり、ほかに、「東山殿御移徙御礼馬代」（文明十五年分）、「小童入室色目条々」（文明十六年分）、「元日節会出仕入目」（延徳四年分）など、必

要に応じて特定の項目を設け、收支を記入してある。特に長享二年分には、「御仏事以下入目」として、政家の父房嗣の葬儀費用が細かく記入されているほか、諸家からの香典の額の記入もある。また「憑頼子事」（明応七年分）など興味ある項目もみられる。

次に右にみた主な項目の内容を順序に従って紹介しよう。

①〔家領〕 各冊の冒頭には、近衛家の家領名を列挙し、収入を記入した部分がある。これをとりあえず、私に〔家領〕とした。

毎年、家領名を書きあげ、それぞれの家領名の後に、収入を記入するため空白部分を作っている。年によっては収入がなかったためであろうか、記入がなく空白のままになっている家領もある。

建長五年の「近衛家所領目録」によれば、鎌倉時代の近衛家には一二五個所の家領があった。しかし「雑事要録」記載の家領を数えると、戦国時代には一一五個所（屋地子銭等も含む）に減少している（後掲「戦国期近衛家領表」参照）。さらに右のように、収入の記入がない家領があることは、当時一一五個所の家領すべてから毎年収入があったのではなく、収入のある家領数は年ごとに変動しているのである。

家領によつては、そこから入る米・公事銭・公事物等について細かい内訳まで記されている。そしてこれら収入の記入の中には、翌年か翌々年の追記にかかるものもまま見られる。

すなわち、当該年分は未進となり、翌年もしくは翌々年になつてから納められた場合は、納められた年ではなく、本来納めるべき年に戻つて、その年の当該家領の余白に記入されているのである(なお、この点については三節「家領」項参照)。

文明十五年分からは家領のうち、個人の知行分として「禅閣様知行所」・「御霊殿知行所」・「端御所知行所」が明確に区分けして記入されている。

②自処々之礼物 近衛家と交際がある諸家から到来した品および金銭などの収入を記載してある。家領の代官補任料も記入してあるが、前項「家領」との重複記入の年もある。

③遣処々礼物 前項とは逆に、近衛家と交際のある諸家へ贈った品および金銭の記入である。

④関白渡領事 代々藤原氏の長者が継承する所領、いわゆる殿下渡領のことである。

政家の関白就任は文明十一年(一四七九)二月三十日、同十五年二月二十四日までその任にあった。また尚通の関白在任は、明応二年(一四九三)三月二十八日から同四月二十六日までである。

したがって、右の関白在任中の間の「雑事要録」にはこの項目が設けられ、渡領別に収入の記入がある。

「雑事要録」文明十一年分記載の関白渡領のうち、収入のあった渡領を示すと、異口関・坤口関・乾口関・艮口関、鹿田庄(備前)、桑村、田原村(丹波)、宇治散在(山城)、橋本庄

(備中)、伊保庄(播磨)、河上庄、佐々江大谷両庄(近江)、賀茂村、成安名、中川原(摂津)があげられる。

⑤八朔事 八朔に禁裏・竹園(親王家)・將軍・家司等との間に行われた贈答品が記入されている。

⑥米銭事 政家が貸し付けた米や銭の控であらう。貸し出した日・相手・金額などが記入されており、場合によっては利平(利息)を付していることもある。これらはほとんど抹消されており、判読が容易でない。返済ごとに抹消したのである。

⑦下行物事 この項目は、年により繁簡がある。下行した月日・相手・金額が記入されているが、中には下行月日・金額だけの記入の年もあり、下行相手が不明のものもある。

以上が「雑事要録」の主な項目の紹介であるが、次に「雑々記」について紹介しよう。

「雑々記」の名は「後法興院記」に散見され、初見は文正元年(一四六六)十月二十日の

石蔵^二預置記録五十合之内三合^一 大慶会 雑々 召寄畢

である。この記事は、応仁の乱の勃発寸前に、危険を避けるため「代々御記等五十合」(「後法興院記」文正元年八月九日)を石蔵(岩倉)の実相院へ預けたのであるが、必要が生じ召し寄せたときの記事である。このように「雑々記」は洛中に戦乱が起ったときなど、他の記録類や道具類とともに疎開させてい

る。

現在、「雑々記」九冊は、茶色の表紙で装丁され、一つの帙に収められている。表紙はいずれも新しく、一目で後世のものとなる。

一冊目から八冊目までは、表紙の次に後世に貼付されたと考えられる付箋（縦六飛、横三飛）に、一から八の番号が付与されている。ただ九冊目には付箋がないが、以下本稿では、これを第九冊目とする。

そこで、これらを順序に従って、紹介していこう。

第一冊目 表紙は原本に合わせた大きさで（以下同じ）、縦一三・五センチ、横二二・八センチ。第一丁に、細字で「雑々記」と墨書されている。これが本来の表紙であろう。

次に、文明七年（一四九八）九月二十四日の

（近衛政家）
内府息男子誕生次男也、母和泉守入道、源榮女也。

の記事に始まる。ここにいう「内府息男子」は後の一乗院良誉のことであり、また分注の「余」は、良誉の祖父近衛房嗣である。したがって、第一冊目の著者は房嗣であることがわかる。

以下の内容は、房嗣の料所である近江信楽郷や越前宇坂庄などへ家司を遣したこと、それら料所からの年ごとの収入を簡単に記入した日記抄のようなもので、文明十一年に終る。

第二冊目 表紙の大きさは、縦二二・八センチ、横一五・九センチ。他の八冊と違い縦長となっている。本来の表紙ら

しきものはなく、文明十年に始まる信楽庄・宇坂庄からの収入が記入されている。ほかに「借物事」・「御隨身用途」の項目があり、前者の内容は、文明十年十月中に四回にわたり合計八百疋「チャコ」（後述する茶々御所か）から借りた記事である。返済額の記入もある。後者の内容は、文明十年十二月一日に二百疋、同三十日に三百疋、文明十一年六月十五日に百六十四疋六銭、御隨身用途として支払った金額が記入されている。

第二冊の著者は、内容・書体から推して第一冊目と同様、房嗣であろう。

第三冊目 表紙の大きさは、縦一三・八センチ、横二二・〇センチ。第一丁に、「銭米部類記」と記されている。

文明十八年（一四八三）三月二十日に始まる、銭・米の貸出しを記入したものである。

内容は前述の「雑事要録」〔米銭事の項と同様であるが、やはり返済されたと考えられる個所は抹消されている。そして記入は明応九年（一五〇〇）十月末まで続く。

これは「雑事要録」と同時期に当たり、記入内容も類似しているため、両方の判読可能な部分について照合し、考察を加えることができる。さらに著者については、長享二年までは房嗣も生存しており、政家と合作になるものか、政家のみの手になるものか、検討する必要がある。

第四冊目 この冊および以下の第五冊目・第六冊目・第九

冊目は、前述の「雑事要録」が順序不同に四冊に分けて綴じられ、表紙は各統一五・四センチから一五・九センチ、横二二・七センチから二三・〇センチの大きさに装丁されている。この第四・五・六・九の四冊の記載内容を検討し、大まかに復元したところ、「雑事要録」明応三年分と明応十年分の二冊になる。二冊とも本来の表紙に当たるものもなく、数丁の欠落箇所もあるようである。

この二冊の「雑事要録」は、戦乱時の疎開の際などに破損し、散逸を防ぐため仮りに綴じられて、以後そのままになって後世まで残り、四冊に分冊されたまま装丁されたのであらう。

第七冊目 表紙の大きさは縦一五・七センチ、横二二・二センチ。第一丁には、「大永三年記雑々」と筆太く書かれている。そして順序を示す「七」と書かれた付箋のほかに、これも後世の貼付と考えられる付箋（縦一三・四^サ・横一・八^サ）に「尚通公雑々記大永三年」と書かれている。

構成は「雑事要録」とほぼ同様であるが、記載内容は「雑事要録」ほど細かくはない。

第八冊 表紙の大きさは縦一五・五センチ、横二二・六センチ。第一丁に、「大永^四年記雑々」と、第七冊目と同じ書体で書かれている。内容は第七冊と同様である。

第七冊・第八冊の著者は、表題に書かれた年号から推して近衛尚通と考えて間違いないからう。

ところで、『国書総目録』では「雑々記」は「後法興院雑々記」として採録されており、著者は近衛政治家、写本は京大（大正写一冊）・陽明（文明七―大永四、八冊）としているが、現存の「雑々記」は、右に述べたとおりで、本来の「雑々記」は第一冊目と第二冊目の近衛房嗣の手になるものを指すのであらう。

ともかく、現在陽明文庫には「雑々記」は九冊保管されている。しかしそのうちの第四・五・六・九冊の四冊分は、復元して「雑事要録」明応三年分・明応十年分として扱う必要がある（以下便宜上本稿では「雑々記」として第七冊目「大永三年雑々」・第八冊目「大永四年雑々」を扱う）。

二

本稿では、「雑事要録」・「雑々記」により、当時の近衛家領からの収入状況を一覧表にまとめることから始め、そのうち、収入のあつた家領の数が最も多い年を代表的に取り上げ、戦国期近衛家の一年間における家産状況をみようと思う。

第1表は戦国期の近衛家領を示したもので、表の左端に、「雑事要録」・「雑々記」の巻数を記した。また、表中の○印はその年、当該家領に収入があつたことを示すが、遠隔地の家領で、当該年の収入が翌年に繰り越されている場合、○印は翌年に付した。一印は家領名は記されているが、収入のな

かつた家領であり、無印はその年、家領名の記載がなかったものである。

なお信楽庄^①の小河郷は、長享元年（一四八七）以前は「小河分」として信楽庄の収入に含め記入されている。しかし長享二年からは小河郷として、別個に扱われ収入の記入がある。このように、ある年から別個に扱われる家領には、諸給（富家殿）・山田（羽戸院）・牛飼給（桂殿）・松一分（西院庄）などがあるが、これらを第1表ではすべて個別の家領として扱った。御霊殿・端御所の知行分は別枠としたが、房嗣知行分（註⑤参照）については、房嗣の歿去後「近衛家知行分」として統合管理されるため別枠としなかった。

これら家領のうち一部は家司等へ宛行われたものがある。すなわち、山城国では伊勢田郷^②、池尾郷^③、革嶋庄火内田^④、小厩名^⑤、東洞院御地^⑥、猪熊庄^⑦、永末名^⑧、菴主名^⑨など。摂津国では天王畑^⑩、本御位田^⑪。近江国では畑郷^⑫、政所米^⑬などである。また鷹司室町御地は、長享二年から四年間の知行地であり、山城国小薬院は明応九年、摂津国番匠給は文亀三年にそれぞれ沽却している家領である。

なお、関白渡領についてはこの表では、省略した。

第1表により、収入のあった家領（御霊殿・端御所知行分を含む）の数が最も多かった年は、長享三年（一四八九）の五五个所であることがわかる。

以下、「雑事要録」長享三年分をみることにする。

三

長享三年は、將軍足利義尚が近江六角氏征討中、鉤陣で没した年であるが、京都では平穩な年であったといえる。また、近衛家にとつても政家の子（後の一乘院良誉）が十二月二十一日に得度したほかは、これといった出来事もなかった。

「雑事要録^{十二}」の項目は、^{為延徳元年}①〔家領〕（一）二五丁^{近衛家知行分}、^{御霊殿}二七）二九丁^{御霊殿}・三〇）三二丁^{端御所}、^{知行分}②蔵中米（二六丁）、

③米銭事（三二）三四丁）、④八朔事（三五）三六丁）、⑤自処々

之礼物（三七）四二丁）、⑥遣処々物（四三）四六丁）、⑦実門ア

ツケ物（四七丁）、⑧項目名のないもの（四八）四九丁）、⑨風呂

作事（五〇丁）、⑩下行物（五一丁）、⑪石蔵下行事（五二丁）の

一一項目がある。以下、右の項目ごとに検討してみよう。

①〔家領〕 長享三年、近衛家の収入は御霊殿・端御所知

知行分を含め、銭で六二〇貫三八三文、米で九一石二斗、その

他、各種の特産物である。特に銭・米については全収入を算

出したのであるが、その過程を「桂殿」の記載内容に従って

示すと、

（延徳元年）
長享三年

山城國
桂殿

松尾年頭公文名沙汰也、

正月六日 若菜廿籠、餅鏡三 ^{羹、花平、串柿、棗、柑子等}、御祝之物十疋

下行公事銭内也、

四月十日 松尾神供進上、
五月三日 蓬昌蒲、

五月五日 鮎 酒塩代十六(文脱) 三月三日未進分也、
六月(マ)日 公事錢百疋、麦代五百文二石、

廿三日 麦代二百五十文五斗、
廿四日 麦八斗友重京ニテ五百六十二履行、

廿九日 公事錢三十疋、茅草、
七月十三日 麦代四斗分、二十疋、夫錢百疋正月分、

廿八日 公事錢五十疋、
八月九日 公事錢百疋、

十七日 藥八丸去年分、
九月一日 公事錢二貫二百文、夫錢五十疋二月分、藥三丸去年分、

六日 人夫錢五百文、二月分、藥一丸、

十六日 公事錢五百文、
廿三日 公事錢壹貫文、米五斗又五斗以上未進、

廿九日 公事錢五百文、
十月五日 公事錢百疋、夫錢五十疋三月分、

十五日 米三斗七升友重、
十六日 米一石未進内、

十八日 公事錢二貫五百文、夫錢五百文三月分、
廿四日 公事錢百疋、

廿五日 米二石、

廿七日 米一石五斗、

卅日 米二石、人夫錢五十疋四月分、藥十一丸、
十一月六日 公事錢二百疋、米二石五斗、

十四日 公事錢百五十疋、夫錢五十疋四月分、
十五日 米四石七斗友重、

十七日 米五石、
廿三日 松尾御供進上、

廿五日 公事錢百疋、夫錢五十疋五月分、
廿六日 米一石五斗、

廿七日 米一石、
十二月六日 米二石友重九斗、公事錢二百疋、夫錢五十五月分、

十一日 公事錢二百五十疋、夫錢五十疋六月分、米一石五斗、

廿日 公事錢百疋但于把木御祝下行、藥十三丸七把、夫錢百疋六月分、千把木七百廿把、コモ二枚、

卅日 公事錢五百疋、夫錢五十疋七月分、藥五丸、
二年二月一日 公事錢百疋、

二日 藥五丸、
四日 藥五丸、

九日 藥四丸、
十日 米五斗、公事錢五十疋、

三月十三日 公事錢五十疋、夫錢五十疋八月分、

十七日 粟九十九把、
 廿五日 公事錢五十疋、
 四月十七日 公事錢五十疋、
 廿五日 米五斗開発、
 卅日 米五斗開発、又一斗二升下用発、
 五月四日 公事錢四十疋、
 廿日 公事錢五十疋、夫錢五十疋八月分發、
 六月六日 公事錢八十疋、十四日 夫錢五十疋九月分發、
 廿二日 公事錢二百五十一文、
 八月廿一日 夫錢五百文九月分發、
 後八月廿六日 開発一斗七升、
 となる。

桂殿は、「雑事要録」・「雑々記」とも毎年冒頭に記入されている家領であり、第1表に示したように、そこからの収入は毎年ある。そして収入の内訳は、麦代・公事錢・人夫錢・麦・米・粟などが主なものである。このように、収入内訳を比較的明確に記入してある家領は桂殿のほか、富家殿・羽戸院・西院庄などにみられる。

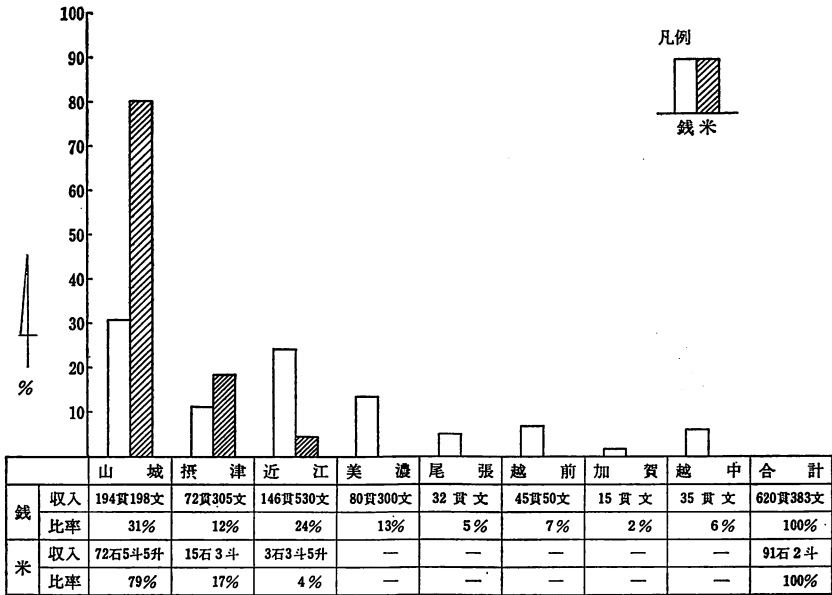
収入内訳からわかることは、まず六月二十三日および七月十三日の記事から、桂殿では麦一斗の価格は五〇文であること。人夫錢は月一〇〇疋（一貫文）の納入と定めていた様子であるが、七月十三日に正月分として一〇〇疋の納入があったほか、九月分まで五〇疋ずつに分けて納入している。

第2表 長享3年分近衛家領錢・米収支表

知行別	収 入				支 出				収支決算	備 考
	当該年	延 納 分		収入合計	当該年	翌年	翌々年	支出合計		
		翌年 (延徳2年)	翌々年 (延徳3年)							
近衛家	(7貫文) 375貫 535文	176貫 338文	4貫 300文	(7貫文) 556貫 173文	1貫 100文	100文	0	1貫 200文	(7貫文) 554貫 973文	()内は西院庄 草米の米沽却代 を再掲。※
御靈殿	48貫 118文	992文	0	49貫 110文	5貫文	0	0	5貫文	44貫 110文	
端御所	15貫 100文	0	0	15貫 100文	0	0	0	0	15貫 100文	
錢合計	(7貫文) 438貫 753文	177貫 330文	4貫 300文	(7貫文) 620貫 383文	6貫 100文	100文	0	6貫 200文	(7貫文) 614貫 183文	支出は下行・庄 官等得分
近衛家	(19石8斗) 78石6升	2石 8斗4升	0	(19石8斗) 80石9斗	6石6斗	0	0	6石6斗	(19石8斗) 74石3斗	()内は沽却米 を別掲
御靈殿	0	2石	0	2石	0	0	0	0	2石	
端御所	8石3斗	0	0	8石3斗	0	0	0	0	8石3斗	
米合計	(19石8斗) 86石 3斗6升	4石 8斗4升	0	(19石8斗) 91石2斗	6石6斗	0	0	6石6斗	(19石8斗) 84石6斗	

※ 西院庄草米から11月6日に17石1斗納入された。この分は11月7日90疋、11日500文、18日60疋、24日200疋で沽却され、また11月25日に8石3斗納入されたうち、琮首座へ5石6斗下行した残り2石7斗を12月5日と13日に沽却している。これら沽却した合計が7貫文である。

第1図 国別収入比（長享3年）



第3表 国別銭収入目（長享3年）

国名	収入項目	公事銭	人夫銭	米麦代	地子銭	その他※	計
山城		68貫529文	9貫217文	15貫750文	81貫716文	18貫986文	194貫198文
摂津		4貫550文		34貫555文		33貫200文	72貫305文
近江		6貫530文				140貫文	146貫530文
美濃						80貫300文	80貫300文
尾張						32貫文	32貫文
越前		1貫50文				44貫文	45貫50文
加賀						15貫文	15貫文
越中						35貫文	35貫文

※「その他」欄の内容 薬代、布曝用途、竹代、山マハリノ料足、柴代、米沽却代など。

〔1〕そして五月三日の「蓬昌蒲」は、五月五日の端午の節句用の公事物であり、六月二十九日の「茅草」は六月袂に用いる茅輪用の具であることがわかる。

次に、長享三年の主な収入内訳ごとに合計をすると、公事錢二八貫五〇〇文、人夫錢六貫文、麦代九五〇文、その他一六文、米二六石七斗、麦八斗となる。未進分で翌年(延徳二年)の収入となったものは、公事錢六貫五一文、人夫錢二貫五〇〇文、米一石七斗九升である。

こうした方法で長享三年分の収支を錢・米について知行別に算出すると、第2表のようになる。(計算に当たっては足は貫・文に換算した。)

これら、収入合計を家領所在地の国別にみた場合、第1図のようになり、錢・米とも山城国が最高である。次いで錢では近江国からが多く、山城・近江の二国は錢収入の五五パーセントを占めており、両国散在の家領が近衛家の大きな経済的基盤であったことがわかる。

また錢収入の内訳は、公事錢・人夫錢・米麦代・地子錢・その他の五項目に分けることができる。それらをまとめたのが第3表である。

この表で、「その他」の項目の占める割合が高いのは、山城・摂津以外の国では収入内訳がほとんど明確に記入されてなく、項目別に分類できず、「その他」へ計上したためである。

収入内訳が比較的明確に記入されている山城・摂津について

ていうと、まず山城では地子錢の占める割合が最も大きく、同国の収入額の約四二パーセントを占める。次いで公事錢の三五パーセントで、桂殿からの収入率が高い。摂津では「米麦代」の占める比率が大きい。

米以外の家領の特産物をまとめると、第4表のとおりで、このうち特産物の種類の多い家領は富家殿で、一四種の品目が数えられる。

〔2〕蔵中米 この項の記事には、

霜月三日	廿七俵	此内二袋	菱河	六日	桂五袋	西院	廿一俵	八日	桂五俵
九日	又二斗四升下用	十三日	羽戸二袋	十五日	山六袋	桂九袋	十七日	桂十袋	廿五日
廿五日	西十袋	廿六日	桂三袋	廿七日	桂二俵	廿九日	放四石	十二月三日	放九俵
五日	火三袋	六日	桂六袋	九日	羽七俵	十二月三日	放九俵	五日	火三袋
六日	桂六袋	九日	羽七俵	十二月三日	放九俵	五日	火三袋	六日	桂六袋
九日	羽七俵	十二月三日	放九俵	五日	火三袋	六日	桂六袋	九日	羽七俵
十二月三日	放九俵	五日	火三袋	六日	桂六袋	九日	羽七俵	十二月三日	放九俵
五日	火三袋	六日	桂六袋	九日	羽七俵	十二月三日	放九俵	五日	火三袋
六日	桂六袋	九日	羽七俵	十二月三日	放九俵	五日	火三袋	六日	桂六袋
九日	羽七俵	十二月三日	放九俵	五日	火三袋	六日	桂六袋	九日	羽七俵

とある。まず、分注の家領の略称を第1表により確認すると、「菱河」は端御所の知行地の菱河庄、「桂」は桂殿、「牛」は桂殿内牛飼給、「五ヶ」は五ヶ庄で、富家殿の号であるが、ここでは富家殿内諸給、「羽」は羽戸院、「山」は羽戸院山田分、「畑」は畑郷、「西」は西院内草米、「放」は放出村、「火」は革嶋庄内火打田の各家領である。

これらの家領から米が納入された日と「蔵中米」の日を照合すると、いずれも「蔵中米」の日と同日、もしくは数日前に納入されていることがわかる。

〔家領〕の項での納入単位は、石・斗・升で記されている

第4表 家領からの特産物（長享3年）

項目 特産物	知行別			納入家領	記事	
	近衛家	御霊殿	端御所			
麦	○		○	桂 殿		
粟	○			桂殿・牛飼給・草米松一分		
柴	○	○		畑郷・花園		
餅	○	○	○	桂殿・富家殿・羽戸院・水尾村・柿御園山上郷・田上郷・菱河庄・神田郷	季節に応じた各種の餅	
若菜	○			桂殿・富家殿・羽戸院・水尾村	正月	
蓬昌蒲	○		○	桂殿・富家殿・羽戸院・垂海・菱河庄	5月3日・5日	
茅草	○			桂殿・富家殿・羽戸院	6月末	
千把木	○			桂 殿	用途不明	
コモ(薦)	○			桂 殿		
粽飯	○		○	柿御園山上郷・神田郷	5月	
竹	○			富家殿・羽戸院	正月 三及打用	
宇治丸	○			富家殿	鱧すし	
茶	○			富家殿		
綿	○			富田庄・宇坂庄		
木	○			富家殿・畑郷・羽戸院	燃料用	
仙合	○			富家殿		
蕨梅	○	○		畑郷・大原庄		
スモモ	○			畑 郷		
柿	○	○		桂殿・畑郷・大原村	串柿を含む	
栗	○	○		桂殿・畑郷・大原村		
炭	○	○		畑郷・大原村・大原庄		
瓜(白・赤)	○	○		西院庄・羽戸院・柿御園下郷・石田郷・神田郷		
ヒサコ(瓢)	○			西院庄		
シタユツリ葉	○			羽戸院		
盆	小俵	○		富家殿		
	米	○	○	羽戸院		
供	ナスビ	○	○	富家殿・羽戸院		
	根芋	○		富家殿・羽戸院		
	枝ササケ	○	○	富家殿・羽戸院		
	蓮の葉	○		羽戸院		
	ミヤウカ		○	大原村		
	チャウホウ		○	大原村		
	竹子		○	大原村		
	シャウカノ子		○	大原村		
	薪		○	大原村		
	松茸		○	大原庄		
	ミノ紙		○	河辺庄		
彼岸物	春		○	神田郷		
	秋	芋		○	神田郷	
		芋		○	神田郷	
		茗荷子		○	神田郷	
		白黒米		○	神田郷	
柑子	○		桂 殿			
ツクツク	○		富家殿	亥子の日		

第5表 蔵 中 米 (長享3年)

〔家領〕 納入月日 納入量	11月		6日		8日		9日		13日		15日		17日		25日		26日		27日		12月		5日		6日		9日		12日		14日		23日				
	11月 3日	2袋	桂	西	桂	牛	牛	2斗 4升 下用	五ヶ	羽	山	桂	畑	桂	牛	西	桂	桂	桂	放	放	放	火	桂	羽	桂	放	放	放	放	放	放					
菱河庄	10月16日 5斗 10月27日 4斗8升																																				
桂 殿		2石 5斗		11月6日 2石5斗							4石 7斗		5石			11月25日 1石5斗	1石							2石		12月11日 1石5斗											
西院(草米)			17石 1斗																																		
桂殿内牛飼給						3石 4石 5斗	2斗 4升							5斗																							
富家殿諸 内給									1石 5斗																												
羽戸院									1石																												
羽戸院内 山										2石 9斗																											
畑 郷											1石 5斗																										
放 出 村																																					
革嶋庄内 火打田																																					

が、「蔵中米」の項では袋・俵の単位で記されていることが注目される。

一袋(俵)の数量を確かめるために、第5表を作成した。横欄には「蔵中米」の項の記載、縦欄には「家領」の項の記載を掲げ、両者を対照してみると、表中の納入量と蔵中米収納袋(俵)数との商が一袋(俵)当りの量である。すなわち、当時の近衛家領では、一袋(俵)は、おおむね五斗であったことがわかる。

「蔵中米」の余白部分には「出分」として、十一月七日から十二月十五日の間に五回に分けて、米を出した記事がある。

霜月七日^西 十一日^{三十五藏} 廿六日^西 十二月十日^{三十三斗} 十五日^{二石四斗}

とあるのがそれで、この記事で十一月二十六日、十二月十五日に「琮」へ出した分は、「家領」の項、西院庄内松一分条にもある。

霜月廿五日 米八石三斗^{此内琮首座許へ三石二斗過之、又十二月十五日二石四斗過之}
とある。重複して記入したものであろう。

右の「出分」を終ったところで、政家は収入の合計を行っている。すなわち、

今年自処々到来、年貢、

米七十五石余、

錢三百四十貫八百文、

樽六十九荷、

礼錢十六貫五百文

とある。「樽六十九荷」はともかくとして、第2表にみた錢の全収入額、六二〇貫三八三文と比較すると、大幅な違いがあることがわかる。しかし第2表に明らかのように、近衛家の当該年の収入は三七五貫五三五文であり、右の政家の算出結果とやや近似していることに気づく。

このことから考えて、当該年分が未進となり、翌年もしくは翌々年に繰越された場合、記入だけを行って、繰越された未進分は計算しなかったものと思われる。

長享三年を例にとれば、新年になって、各家領から長享三年分の納入が始まる。政家はそれを新しい「雑事要録」に記入していく。しかし家領によつては、長享二年未進となつていた分を納入してくる。その収入は長享二年分の古い「雑事要録」へ記入される。(前述の□「家領」の項に例示した「桂殿」延徳二年二月一日以降の記録は、長享三年の未進分である)。ところが、長享二年分はその年の終りに「今年自処々到来」として、すでに決算済みである。つまり、未進分は記入だけに終り、長享二年分へは加算されていないのである。

このことは、「雑事要録」長享三年の部分に記された、延徳二年以降の収入も、長享三年分に加算されていないことになる。

また、御靈殿・端御所知行分は近衛家とは別会計になつていたものと考えられる。

米の収入についても同様の算出であろう。

したがって、政家の決算は、第2表に掲げた近衛家の当該年分だけであると推測できるのである。

③米銭事 前述したとおり、記事のほとんどが抹消されているが、判読可能な部分から推測すると、家領の庄官・家司・実相院門跡・端御所などの人々へ貸した控であることが知られる。それら貸金の利子なども付記されているほか、仏事料として下行した金額も記入されている。

④八朔事 旧暦八月一日に近衛家と交際のある人々との間に行われた贈答品を記入したものである。次にその部分を引用しよう。

八朔事

引合五束代百九十疋、 太刀金 三腰 百八十文、 扇一本ノ扇、二本ノ三、三本ノ四、 杉原八束代二百百文、 台廿、 引二束スハリ一、 一束スハリ二、 鈔子提台一以上七十文、 鈔子提一貫二百文、 帯二筋二百文、

此外禁裏竹園へ進物古物也、

(後土御門) 内裏様 韻府、 引合十帖、 御返、 花瓶胡銅、 引合十帖、

(伏見宮邦高親王) 竹園 孟子一部、 杉原十帖、 御返、 葛一段、 杉原十帖、

(足利義政) 東山殿 太刀金、 引合卅帖、 御返、 鴨香炉胡銅、 太刀糸、

(日野直子) 御台 鈔子提、 引合十帖、 御返、 扇一裏十本、 杉原十帖、

一乘院 (教玄力) 奈良紙百束、 返、 杉原十帖、 花瓶卓、

浄土寺 太刀金、 返、 同、

(武者小路賢世) 前藤大納言入道 太刀金、 返、 檀帟十帖、 筆一ツイ、

丹三位入道 薬両種、 返、 檀帟十帖、 扇二本、

(錦小路) 頼秀朝臣 麝香丸、 御方分同、 返、 檀帟十帖、 太刀金、

御方分同、

能円 扇一本、 筆二ツイ、 ハリコ両御所同、 返、 杉原

二帖、 茶二袋、 御方分ヤハ〜二束、 茶二袋、

実円 扇一本、 筆二対^{御方}、 返、 杉原二帖、 茶二袋、

多羅尾四郎兵衛 茶五十袋、 返、 檀帟十帖、 帯一筋、

小河四郎左衛門 同、 返、 同、

多羅尾北裏 茶十袋、 返、 扇二本、 筆二ツイ、

(盛次) 林筑前守 角粽籠二、 返、 杉原二帖、 扇三本、

河原者 緒太三束、 簪二、 返、 二十疋、

盛頭 太刀金、 両御所へ同、 返、 扇、 犬箱三、 扇、 犬箱

三、

三福寺 唐鍋一、 杉原十帖、 返、 扇、 茶廿袋、

(勸修寺経茂) 大蔵卿 太刀金、 返、 茶十袋、

杵候面々 御憑一荷両種、 返、 松茸、 時給朝浪、

(西洞院) 時頭朝臣 一荷両種、 御方分 円座十枚、 太刀金、

返ヤハ〜三束、 扇二本、

御憑方入目 六貫二百五十文歟、

八朔は田実の節供ともいわれることから、日記類によつては、この日のことを「御憑」と記していることもある。

八朔とは収穫に先だつて行われる穂掛祭のことである。もともとは農家で収穫した新しい稲を主家や知人などに贈つて祝つた風習が、町家にまで流布し、この日に上下貴賤をそれぞれ贈り物をし、祝賀と親和の意を表わすようになった(『日本国語大辞典』小学館刊)。

「後法興院記」には、^(応仁元)文正二年(一四六七)・応仁二年を除いて、毎年八朔の記事をみることができ、世俗の風に任せ、八朔の行事を行つたというだけで、贈答の相手や品目についての記載はない。ただ明応九年(一五〇〇)七月二十八日、柳原からの出火で近衛邸が罹災した時、政家は八朔の行事をとりやめようとしたことがあつた。しかし「或方」から、とりやめると禁裏が不吉に思われる、との口添により急行したことがあつた。この年の進物は、禁裏・竹園・室町殿に贈つただけで、それも例年に比べ質素な物である。

右の「八朔事」の記事での贈答の相手は、禁裏・將軍家・僧・家領・庄官・河原者・家司など広範囲にわたつてゐる。また近衛家からの贈物の中に「杉原」などの紙類が多いのは、家領に杉原紙の産地である杉原庄(播磨国)をもつていたためであらうか。

なお、この年の「御憑方入目」総額は五貫八百五十文となることを付記しておく。

⑤自処々礼物・⑥遣処々物 両項目の記事からは、近衛家の日常の交際を知ることができるほか、「家領」の項目の記事

や「後法興院記」と併用することにより事実が一層明確になる。とりあえず、「自処々礼物」の項の記事を次の四つに分類し、それぞれを具体例で示そう。

(ア)「家領」の項の記載内容は、「桂殿」条で例示したとおりであるが、ここで公事物などが納入された日と同じ日付が、「自処々礼物」の項にもある。すなわち、

「自処々礼物」 正月六日 林筑前、久喜二桶、正月十三日 自宇治久喜二桶、梅漬一桶、五月廿一日 竹子一東、林筑前守、十月廿一日 ツクミ一連、林筑前守、とあり、これらの日を「家領」の項に記入された家領ごとに捜すと、

正月六日 若菜三籠(羽戸院条) 正月十三日 三及打竹
五十本(富家殿条) 五月廿一日 六百四十三文、四月分公
事銭(羽戸院条) 十月廿一日 公事銭四百卅三文、九月
分残(羽戸院条)

となる。

この結果、林筑前守は羽戸院の庄官であろうことが推測できる。また、政家の記述法として、「家領」の項へは公事銭・公事物等を記録し、その時の「手土産」的なものは「自処々礼物」へ記載したのではなからうか。

(イ)代官補任料など、「家領」の項でも記入され、「自処々礼物」にも同じ記入があり、ほとんど重複している。

「自処々礼物」 三月一日 二百足山上郷補任料、四月八

日 太田御礼物三百疋、

これを(ア)項同様に、家領個々と対照すると、

三月一日 山田越中代官申請、任料二百疋(山上郷条)

四月八日 三百疋地下ヨリ御礼物、(太田郷条)

がそれである。

(ウ)「後法興院記」の補足史料としてみる事ができる。

「自処々礼物」 卯月五日 一荷両種、茶廿袋、仁木左

(政選)京大夫進上、同廿日 一荷両種、三百疋、茶二百袋、

仁木左京大夫信楽代官職事、就還補進上、同廿五日紅

梅桶五、仁木左京大夫、五月三日 鮎千、仁木左京大

夫、十月五日 松茸廿本、仁木進上、十二月廿七日

海老二籠、仁木左京大夫、

とあり、また、

「遣処々物」 五月十日 二荷両種、遣仁木左京大夫許、

とある。これらを「後法興院記」と対照すると、

「後法興院記」 四月五日 就信楽郷代官職事仁木左京

大夫有申送旨、 四月廿日 仁木左京大夫来、令対面、

信楽庄代官職事如元可有御下知之由申問今日遣令旨、一

荷両種、三百疋、茶二百袋等進上之、召前勸一盞、

となる。

仁木氏は、南北朝時代に義長が出て、足利氏に従った家系であるが、室町中期ころから衰退する。その仁木氏が信楽庄(近江甲賀郡)の代官職に還補されたいきさつは不明である。

それまでは、土着の多羅尾氏が信楽庄の代官職の任にあつた。しかし応仁の乱後、多羅尾氏自身年貢の未進を続けたため、近衛家は家司をさかんに遣し、年貢の催促をしている。

こうしたことがあつて、仁木氏を代官職に還補したのであらうか。しかし近衛家と多羅尾氏の交際は、この後も続く。

(ニ)他の項目等に関連記事がなく、「自処々礼物」だけで独立して使用できる記事。

「自処々礼物」 三月廿二日 美濃紙二束、太刀並、ハ

ウチヨウ一元綱進上、息実名余カ家ノ字遣之、家綱也、

為其礼進上之、 八月廿一日 太刀一腰則次 安富新兵衛

尉進上、去月始、就江州之儀相憑間遣折紙、仍為其礼也、

右の記事がそうで、いずれも興味ある記事であるが、「後

法興院記」にも関連記事はない。しかし四月廿三日の記事に

ある元綱は、「後法興院記」の記事から、義濃国河辺庄の庄

官であることがわかり、たびたび上落し、河辺庄の情勢を政

家に報告している。

このほか「自処々礼物」の項には、

正月四日 石藏姫君、一荷両種給之、御鉢子代五十疋、

また「遣処々物」には、

正月十七日 三十疋、五位御ミヤ里へ、

などの「交際費」ともいふべき諸経費の記入もあることを付記しておく。

そして「自処々礼物」では七貫四〇〇文の収入、「遣処々

第6表 風呂作事支出表（長享3年）

2月			2月			3月			3月		
日	費用	項目	日	費用	項目	日	費用	項目	日	費用	項目
17	10貫文	コホチヤ	24	660(文)	マ	1	900文	ク	14	440文	テ
	500文	ハコヒ賃テマチン		120文	ヲカヒキ		660文	テ		120文	ヲカヒキ
	400文	ヲカ板		900文	ク		100文	河原者		440文	テ
	200文	繩		660文	テ		25銭	ヒチツホ		120文	ヲカヒキ
	(ママ)	材	25	103文	普請衆		220(文)	テ	23	1貫文	サイモリ
18	220(文)	テ		100文	河原者		100文	三尋木三丁	合計	58貫500文歟 (58貫810文)	
19	330(文)	ヲカ板	26	770(文)	テ	3	357(文)	フキマ			
	375(文)	繩		100文	河原者	4	220(文)	テ			
	100文	イカテ		325(文)	フキ板	5	220文	テ			
	25(文)	河原者	27	880文	テ		330(文)	テ			
	100文	竹		200文	ク	6	195(文)	ハシウ			
	700文	五三寸桧五丁		500文	ヌリキ		900文	ク			
20	600(文)	モミレウノモノ五丁		800文	材	7	550(文)	テ			
	600文	テ		6貫950文	棟上御祝		120(文)	ヲカ			
	330文	サシ繩		1貫文	三尋木		450文	テ			
	40文	クレ六百口	28	860文	フキ板	8	660文	テ			
21	2貫640文	河原者		2貫220(文)	ク	9	400文	無作事			
	500文	フキ板		360文	杉	10	220文	テ			
	675文	テ		660文	テ	11	100文	カヘヌリ			
	440文	ヲカヒキ		860文	一〇三尋木		220文	テ			
	120文	河原者	29	620(文)	ヲカ板五間		2貫390文	材木代			
22	1貫250文	テ		860文	同三尋木	12	440文	テ			
	770(文)	ヲカヒキ		540文	竹	13	330文	テ			
	240(文)	テ		600(文)	フキ板		450文	ク			
	770文	クレヘキ		300(文)	ヤ衾ふき		1貫文	材			
23	90文	ノホリハシ		770文	テ			材			
	70文										

1. 銭の単位疋は貫文に換算した。 2. 原本に単位のないものは(文)とした。

物」では一二貫二〇〇文の支出がある。

⑦実門アツケ物 実門は政家の兄、実相院門跡増運⑧のこと。増運へ預けた銭の控と考えられるが、「米銭事」と同様、日付を除いてほとんど抹消されており、預けた金額やその理由などは不明である。

⑧項目名のないもの この個所には、項目名がなく、前後の項目に記入された内容との連続性はない。後世の綴じ誤りとも考えられないため、一応「項目名のないもの」とした。

その内容は、九月一日から十二月三十日までの記入で、「家領」・「米銭事」・「自処々礼物」の項での記入内容と重複するもの。「小袖代且五十疋」のように、その購入費と考えられるものなどが記入されている。

⑨風呂作事 近衛邸では、二月十七日から六月十一日にかけて、風呂の普請を行っている。その際要した費用の内訳を、日別に列記したのが「風呂作事」の項である。記入の順に整理し、表にまとめたものが第6表である。

二月十七日「コボチャ」に始まり、同二十七日棟上祝いを行っている。そして三月二十三日に湯殿だけ竣工したのであるうか、政家はここで一度費用を「以上五十八貫五百文歟」としめくくっている。しかし今、計算し直してみると、五八貫八一〇文となる。

第6表に示した費用項目のうち、「イカテ」・「クレヘキ」・「ノホリハシ」・「ヒチツホ」・「ハシウ」・「サイモリ」など意味

不明のもの、また「ヲカ板」・「三尋木」など用途不明のものもみられる。

「テマ」賃は毎日支払われており、二月十七日とを除き一〇の倍数である。このことから、手間賃は一人一日につき一〇文であったと推測でき、当日の手間賃総額を一〇で割った商がその日に来た人数と考えられる。この計算により、「ヲカヒキ」は一人一二〇文、「河原者」は一人一〇〇文であったことがわかる。

四月二十八日から、再び風呂の作事が行われる。第6表では省略したが、その日は、番匠が二人来て、材木を一貫二八(大鑑)(文脱カ)分購入している。以下、二十九日二人、五月一日三人、二日三人、三日五人、四日四人、六日四人、七日六人、八日五人、九日番匠五人、十日一人、十三日一人、十四日一人が来ている。これらの人々に支払った費用は総額九貫五〇〇文であった。そしてその他の支払いとして、釜三貫文、石四七〇(文脱)、釜塗り賃五〇〇文、「御大工入風呂時御祝物三十疋」、「クレチ支四貫三百文」、「ヒキチン百三十文」があり、風呂の作事に要した総費用は七七貫五一〇文となる。風呂は六月十一日から使用され始めた。

⑩下行物 下行先およびその目的の記載はなく、下行月日とその額だけの記録である。なお下行総額は七九貫文である。

⑪石蔵下行事 石蔵は現在の京都市左京区にある岩倉のこと。石蔵には実相院がある。実相院は鎌倉時代に門跡寺院となつ

たが、近衛家と関係の深い寺で、門跡初祖の静基は近衛基通の孫であり、またこの時代の門跡は政家の兄、増運である。

石蔵には政家の姉、茶々御所・宝珠院・端御所^⑧にも住していた。

この項は、

実門綿二屯、景陽一屯、二姫君各一屯、端御所三十五目、安茶ニ卅目、カ、卅目、小宰相廿目、茶子廿目、源次郎十目、

の記事が始まる。

綿^⑧は近衛家領の越前宇坂庄からの公事物である。ここから納入された綿は、年により「綿クハリ注文」という項目を設け、右の人々やその他に配った記録をみる事ができるが、長享三年分としては右のとおりである。

以下、この項は、

正月里出物、安茶ニ五十疋、カ、二十疋、ヨメ十疋

と続き、「正月々宛、三貫二百八十三」^(文脱)から「十二月分廿九日下行」と列記されているが、八月分以降からは下行額の記入はない。

二月分から七月分までは下行先および下行額もみることができ。すなわち「以繁分二十疋加之」^(或源カ美相院坊言)（二月分）、「芝坊分、

一貫六百四十」^(文脱)（四月分）、「二百疋、景陽へ」^(文脱)（四月四日）、「石蔵御訪悉下行」^(母)（五月十六日）など例示できるが、記入内容

については再考を要する。

四

以上、「雑事要録」・「雑々記」を紹介し、とくに「雑事要録」長享三年分を例に、近衛家の家産経済の概要をみてきた。その結果、判明したこととして、「家領」の既では、未進分で翌年に繰越納入された分は収入合計に含まれていないこと。近衛家の家領収入のうち山城国^⑨の占める割合が多いこと。そして第4表により、各地域の産物および栽培品、さらには家領の産業も垣間見ることができた。

「蔵中米」の記事を表にすることにより、米一袋（俵）の量がわかった。「風呂作事」からは、職人の日当が判明した。また、「八朔事」の内容紹介では試みなかったが、進物品として購入した品のうち、二、三種の単価がわかるのである。すなわち、引合は五束購入し、代金は百九十疋（一九〇〇文）とある。したがって引合は一束当り三八〇文となる。同様に大刀金三腰は一八〇文であり、単価は六〇文。杉原八束は二貫一〇〇文（二二〇〇文）であるため、単価は二六二・五文である。

これを「風呂作事」の職人一人当りの日当と比較すると、当時、引合・杉原など紙類のほうが日当より高かったことがわかった。

「米銭事」・「実門アツケ物」・「項目名のないもの」・「下行

物」・「石蔵下行事」については記載内容の紹介だけにとどめたが、今後「雑事要録」・「雑々記」を研究していく過程で、それらの内容の解明を行っていきたいと思う。

註① 東京大学史料編纂所蔵、享徳三年九月十四日付写本。『鎌倉遺文』七六三一。

② 『国書総目録』によると、「後法興院雑事要録」ともい、写本は東京大学史料編纂所・京都大学に蔵されている。

③ 前掲、吉村亨「戦国期近衛家領について」・「近衛家領研究序説」。

④ 永原慶二「荘園領主経済の構造」（『日本経済史大系2中世』東大出版会）。

⑤ 政家の父、近衛房嗣の料所分で、房嗣薨去（「後法興院記」長享二年十月十九日）の翌年から新免村を除き近衛家に統合される。

なお第1表の「戦国期近衛家領表」へ明示しなかった関係上、房嗣の料所を掲げると、山城国では西院庄、摂津国では澤良宜村・新免村・小薬院・仲牧、近江国では信楽庄、尾張国では富田庄、越後国では宇坂庄がある。

新免村は房嗣薨去後「右大将料所」となる。

⑥ 御霊殿は拙稿「中世公家家族の側面―「尚通公記」生見玉の記事を中心に―」（『ヒストリア』九一号、一九八一刊）で触れた人物である。世襲されていた呼称であり、政家の姪が御霊殿と称されていたことがあるほかは、比定し得る人物は不明である。

⑦ 端御所は政家の姉（「後法興院記」明応九年十二月二日）であ

るが、この呼称も近衛家の女性に世襲されていた様子で、「雑々記」にもみることが出来る。

⑧ 尚通の関白在任は、本論で掲げた期間のほか、永正十年から同十一年にもある。

⑨ 前掲註⑥拙稿。

⑩ 信楽庄へ年貢の催促に遣わされた家司として「雑々記」から能円・冷光朝臣・源栄・慶順・実円等の名を見ることが出来る。

このうち源栄は本論で述べた一乗院良誓の外祖父である。慶順は明応四年（一四九五）十一月二十七日卒しているが、その時政家は彼の死を悲しんでいる（「後法興院記」）。

宇坂庄へは代々北小路氏が遣わされており、房嗣・政家の代は俊宣。俊宣出家（「後法興院記」明応三年八月二十八日）後は、その息、俊泰が下向している。

⑪ 「雑事要録」では、信楽郷内の知行地としては第1表に掲げたものに区分されるが、「後法興院記」からはもう少し細分した知行地名を得ることができる。すなわち、神山郷（文明十三年六月十五日条等）・江田郷（文明十三年六月十五日条等）・長野郷（文明十三年六月二十二日条等）・杵原郷（文明十六年五月五日条等）で、いずれも材木が公事物である。

⑫ 明応元年九月六日、嗣広に返付（「後法興院記」）。しかし明応十年分から再び収入の記載がある。近衛家に戻されたのであろうか。

⑬ 大永三年、給善三郎（「雑々記」池尾条）。

⑭ 文明十六年、当年遣時頭朝臣（「雑事要録」革嶋内火打田条）。文明十九年から再び近衛家領として収入が記載され、文龜三年、

給清重（「雑事要録」革嶋内火打田条）とある。

- 15 大永三年、給以康（「雑々記」小厩名条）。なお、以康の初名は尊千世丸といい、明応三年十二月二十七日元服（「後法興院記」）。

- 16 文明十三年、宛行海住山（高相）重相、十一丈也（「雑事要録」東洞院御地条）。「後法興院記」文明十三年四月二十七日、同六月十三日、同十一月二十六日に関連記事あり。

- 17 文明十三年、返付（納小路）親康（「雑事要録」猪熊庄条）。

- 18 文明十七年、宛行俊宣朝臣（北小路）（「雑事要録」桂内永末名条）。

- 19 大永三年、給以康（「雑々記」菴主名条）。

- 20 文明十九年、返付実治（「雑事要録」天王畑条）。

- 21 永正二年、時長給分（「雑事要録」本御位田条）。

- 22 註⑫と同じ。

- 23 大永三年、給時長（「雑々記」政所米条）。

- 24 長享二年、自当年四ヶ年可知行也（「雑事要録」鷹司室町地子条）。

- 25 明応九年、永代沽却、香西又六取之（「雑事要録」小葉院条）。

- 26 文龜三年四月十六日、二千七百疋沽却（「雑事要録」番匠給条）。

- 27 「雑事要録」文明十九年富家殿条。

- 28 「後法興院記」文正二年八月二日条 伝聞、公武御憑之儀停止云々、京都之式無合戦宴々之躰云々。

とあり、翌年八月一日に八朔の記事はみえない。応仁の乱のため行事をとりやめたのであろう。

八朔が貴族の間に復活するのは、「後法興院記」によれば、文明十二年からで、对武家とは前年から行われている。

- 29 「後法興院記」明応九年八月一日条。

- 30 「雑事要録」明応九年八朔の項、

禁裏様 扇一本、引十帖、御返、短尺二百枚、引十帖、

竹園 太刀金、杉原十帖、御返、香炉、引十帖、

室町殿 太刀金、引卅帖、御返、太刀金、引廿帖、

- 31 前掲平山敏治郎「多羅尾氏について」。

- 32 「後法興院記」長享元年十一月二十五日、同十二月十八日、長享二年四月二十三日、長享三年正月十九日、延徳四年三月十八日。

- 33 増運は明応二年（一四九三）十一月二十五日、六十歳で入滅している（「後法興院記」）。誕生はこの年から逆算して、永享六年（一四三四）となる。政家の誕生は文安元年（一四四三）である。

- 34 応永十二年（一四〇五）五月十四日、山科教言邸が火事で焼けた。山科家ではすぐ邸宅の建築を始めるが、この時、河原者が壁塗りとして雇われている（「教言卿記」応永十二年八月十三日、同二十三日）。近衛邸でも同様の作業として雇われたのであろうか。

また「教言卿記」応永十四年八月十九日から十一月晦日まで、に湯殿を新築した記事をみることができる。「雑事要録」の時代より少し古いものであるが、参考として紹介すると、まず、八月十九日の風呂釜の購入に始まる。

風呂釜は宗金という僧と当初「三貫」で契約された。しかし釜は一部破損しているということで二十疋値切り、引き取る時さらに二十疋値切っている。「中間巴下六人、厩者二人、仕丁

四人、以上十二人」で昇き引き取った。

九月九日、風呂の材木を嵯峨から購入。

兩柱十二本六十ツ、七十ツ、、桧木也、栗木柱廿本、七百文、二支替五束、
五百文、車力百文、以上二貫廿文也。

同二十三日に釜を修理し、七百文下行した。

十月十四日から風呂を作り始め、同二十九日に棟上祝いを行い、大工に百疋下行している。この間、番匠は延十五人、塗師一人、大工(延三人方)、人夫三人が来ている。

棟上祝いの後、再び番匠が延十六人来て、風呂板を敷き、釜を据えつけている。また、湯桶師が「風呂桶、大桶、湯ノレウ水ノレウ」により三百(文カ)下行されている。そして、十一月晦日から入り始めている。

釜と石には当初手付として、それぞれに三貫五〇〇文、五〇〇文が支払われているが、実際の支払いは本論のとおりである。

85 「後法興院記」長享三年六月十一日条。

87 林屋政三郎・村井康彦・森谷勉久編『京都市の地名』(平凡社刊)実相院条。

88 茶々御所・宝珠院が政家の姉であることは、「後法興院記」文明十九年五月十六日条(茶々御所)、明応四年十月五日条(宝珠院)による。なお、端御所は註⑦参照。

89 この当時の綿は真綿(繭綿)である。

(付記) 本稿は尚通公記研究会(代表鶴崎裕雄氏)での成果の一環である。

本稿作成にあたり、陽明文庫主事名和修・関西大学教授有坂隆道・蘭田香融の諸先生方をはじめ尚通公記研究会の諸氏から多くの御教示を賜った。謹しんで感謝する次第である。